

バーゼル銀行監督委員会ニューズレター第 7 号（2005 年 11 月） バーゼルⅡの枠組みにおける先進的計測手法（AMA）を用いた銀行の 期待損失（EL）の取扱い

本ニューズレターの目的は、先進的計測手法（AMA）におけるオペレーショナル・リスクに係る期待損失（EL）の取扱いについてのバーゼル委員会新規制実施作業部会のオペレーショナル・リスク小部会（AIGOR）の見解を示すことである。本ニューズレターは、上記取扱い、特にバーゼルⅡの枠組み（「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み」）のパラグラフ 669（b）の意味の明確化についての業界の要請に応じるために作成されたものである。

パラグラフ 669（b）は、銀行が適切に「EL を業務において捕捉していること」を証明できる場合のみ、非期待損失（UL）のみに基づいて、オペレーショナル・リスク相当額を算出することが認められる場合があるとしている。より具体的には、銀行は「EL を計測し、計上していることを、自国の銀行監督当局が納得する形で説明」しなければならない。AIGOR では、パラグラフ 669（b）を更に明確化することで、AMA 実施の整合性が高まるものと考えている。

オペレーショナル・リスク関連の EL の計測ならびに取扱いについては、いくつかの問題が提起されている。第一に、バーゼルⅡでは、AMA を適用する銀行に相当の柔軟性が認められているために、オペレーショナル・リスク相当額の決定手法が銀行によって極めて多様になっており、それぞれの手法で所要自己資本全体に対する EL の相対的な位置付けが異なることである。第二に、多くの国では、オペレーショナル・リスクに係る将来の EL に対する財務会計上の引当が極めて制限されている。第三に、銀行の多くは、過去のオペレーショナル・リスクに係る損失について、特定の閾値を上回る場合にのみ収集しているため、データに関する潜在的な問題がある。さらに、大半の銀行のデータセットは比較的短期間の時系列に基づいていることが多く、大規模損失を含むことは殆どない。また、そうした損失がデータセットに含まれる場合には、銀行の過去の損失実績の大勢を占めるかもしれない。以上から、上記のようなデータに関する問題によって、EL の算出は複雑になるかもしれない。

これまで述べてきたことを踏まえ、AIGOR は、以下の原則をパラグラフ 669（b）に適用することで、整合性のとれた AMA の実施が促されるとともに、同時に各国の監督当局に適切な裁量の余地が十分残されるものと考えている。

1. オペレーショナル・リスクに係る EL を各国の監督当局が納得する形で「計測する」ためには、銀行による EL の計測は、監督当局の承認した AMA モデルに基づく EL と UL の合計をベースとするオペレーショナル・リスク相当額と整合的でなければならない。オペレーショナル・リスクに係る EL を自己資本もしくは引当以外の方法によって、各国の監督当局が納得する形で「計上する」ためには、銀行は EL に相当する損失の予測可能性が高くかつ安定していること、ならびに推計のプロセスが一貫していることを説明しなければならない。
2. オペレーショナル・リスクに係る EL として控除できる最大額は、監督当局の承認した銀行の AMA モデルによって計算された EL エクスポージャーを上限とすべきである。この最大控除額を、損失分布全体にわたる EL の期待値として解釈している監督当局が多いと思われるが、期待値よりも低い値を選択する監督当局もありうる。
3. オペレーショナル・リスクに係る EL を控除するために認められる手段は、明らかに自己資本に代わるものであるか、または、一年間にわたり高い確実性をもって EL をカバーできるものでなければならない。EL を控除する手段が引当金以外である場合には、EL 控除を認める業務区分・損失事象は、損失発生予測可能性が高く、日常的な損失を伴うような業務区分・損失事象に限られるべきである。オペレーショナル・リスクに関して例外的に発生する損失は EL によるカバー範囲の外にあるため、すでに発生している事象に対する特定の引当金は、EL を控除する手段として適格とはならないだろう。
4. 銀行には、EL を控除する手段が前述の条件に合致していることを含め、オペレーショナル・リスクに係る EL がいかに計測され、計上されているかについて文書化することが求められている。

本ニューズレターに明確化された上記諸原則は AIGOR が期待するところを明確にするものである。同時に一定の範囲での健全なプラクティスを許容し、本分野での作業の継続を促すために十分な柔軟性を確保している。なお、上記諸原則はバーゼルⅡの修正もしくは新しいルールを導入を意図するものではない。バーゼル銀行監督委員会は、新規制実施作業部会（AIG）を通じて、業界におけるバーゼルⅡ実施状況を引き続き見守ることとするが、業界のプラクティスの進展を踏まえ、追加的ガイダンスを策定する可能性もある。